

入札公告（入札後審査型・個別事項）

下記の建設工事について、制限付き一般競争入札（入札後審査型）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号。以下「規則」という。）第34条の規定により公告する。この工事の入札執行等については、関係法令に定めるもののほか、本公告及び入札公告（入札後審査型・共通事項）により行うものとする。
この入札は、静岡県電子入札システムにより執行する。

※入札参加資格確認申請書及び入札書等の最終日の受付時間は午後4時までとなっていますので御注意ください。

令和8年9月8日

入札執行者 静岡県浜松土木事務所長 塩澤 孝洋

- 1-1 公告日 令和8年9月8日（火）
1-2 入札執行者 静岡県浜松土木事務所長 塩澤 孝洋
1-3 この入札に関する契約条項を示す場所及び事務を担当する機関（以下「契約条項を示す場所」という。）

〒430-0929 静岡県浜松市中央区中央一丁目12番1号
静岡県浜松土木事務所 総務課建設業班 電話番号 053-458-7255、7256
E-mail : hamado-soumu@pref.shizuoka.lg.jp

1-4 工事内容等

入札番号	浜 第06052号
工事名	令和8年度〔第38-K3774-01号〕一級河川安間川ほか河川維持修繕（堤防除草等）業務委託
工事場所	浜松市中央区安間町地先ほか
工事目的	本業務は、静岡県が管理する河川の堤防における異常の早期発見や強度維持、良好な環境の保全を図るため、堤防除草等の小規模な維持修繕を実施するものである。
工事概要等	河川維持（堤防除草等）業務 N=1式
工期	契約締結の翌日（土曜日、日曜日及び祝日の場合は翌開庁日）から 令和9年7月30日 まで
使用する主要な資機材	—

1-5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満足していることについての確認を受けた者であること。

条 件	左記の詳細
①静岡県建設工事競争入札参加資格の認定業種	土木一式工事 かつ B又はC等級 に格付けされた者であること。
②許可の種類	土木工事業における一般又は特定建設業
③経営事項審査の総合評定値	条件としない。
④営業所の所在地	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所のうち 浜松市旧中区、旧東区、旧南区、旧西区、又は旧浜北区に主たる営業所を有する者 「主たる営業所」とは、建設業法に基づく建設業の許可申請時（変更申請を含む）に届け出た、主たる営業所をいう。

⑤同種工事の施工実績	平成28年4月1日以降に国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した河川における除草工事、又は静岡県が発注した河川維持（小規模修繕等）業務委託を元請として施工した実績を有する者（完成、引き渡しが済んでいるものに限る） ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。なお、静岡県発注工事での施工実績に係る工事成績評定が6.4点以下の場合は、同種工事の施工実績として認めない。 「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）第2条第1項に規定する「特殊法人等」をいう。 ○ 同種工事の施工実績を確認できる以下の書類を入札後に提出する入札参加資格確認資料に添付すること。 ・入札公告（入札後審査型・共通事項）（以下「共通事項」という。）2－2に記載されているもの・当該工事の概要が記された設計図書の写し等（必要な場合）
⑥右に掲げるア及びイを満たす主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。）及びイを満たす業務代理人を当該業務に配置できること（業務代理人は、主任技術者を兼ねることができる。）。	平成28年4月1日以降に国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した土木一式工事を元請として施工した経験を有する者（完成、引き渡しが済んでいるものに限る） （主任技術者、監理技術者又は現場代理人として従事した経験） ・入札執行日以前に3か月以上の雇用関係があること。 ○ 同種工事の施工経験を確認できる以下の書類を入札後に提出する入札参加資格確認資料に添付すること。 ・入札公告「共通事項」2－2に記載されているもの ・当該工事の概要が記された設計図書の写し等（必要な場合）
⑦技術者の専任を要する工事においては、右に掲げる基準により専任できること。	1－6の入札日程に記載する開札日の翌日から起算して20日目から専任で配置できること。（土曜日、日曜日及び祝日を含む。） （工場製作を含む工事） 工場製作のみが行われている期間については、専任での配置は不要とする。この場合、専任での配置が不要な期間については、契約後に受発注者が協議して決定する。
⑧その他の条件	入札公告「共通事項」2－1記載のとおり

1－6 入札日程

入札前の入札参加資格確認申請書（以下「申請書」）の提出	公告の日の翌日から 令和8年9月14日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く） 申請書（様式第2号）のみを送信する。 午前9時から午後9時まで ただし最終日は午後4時まで 申請書のファイル名には、会社名を記入すること。 紙による申請・入札は、ＩＣカード再取得手続等、特段の理由がない限り承認しない。	入札後審査型・ 共通事項2－2
入札参加資格の確認通知	令和8年9月28日（月）までに電子入札システムにより通知する。	
入札前の参加資格確認で資格がないと認められた者の請求期限	通知を受けた日から 令和8年10月1日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く） 午前9時から午後4時まで	入札後審査型・ 共通事項2－4
上記に対する発注者の回答期限	令和8年10月6日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）	入札後審査型・ 共通事項2－4
設計書及び図面（以下「設計図書等」という。）の交付	公告の日から 令和8年10月7日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く） 交付方法は1－7記載のとおり なお、「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」、「建築物解体工事共通仕様書」、「木造建築工事標準仕様書」及び「公共住宅建設工事共通仕様書」を適用する建築工事及び建築設備工事においては、設計書の代わりに数量書（参考資料）を交付する。	入札後審査型・ 共通事項2－3
図面の縦覧・貸出期間	公告の日の翌日から 令和8年10月7日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く） 午前9時から午後4時まで	入札後審査型・ 共通事項2－3
設計図書等に対する質問受付期間	公告の日の翌日から 令和8年9月29日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く） 午前9時から午後4時まで ・電子入札システムの「説明要求機能」を利用して送信してください。 ・質問文は、「説明要求内容」欄に記載してください。添付ファイルはなるべく利用しないようお願いします。 ・送信した場合、その旨、総務課建設業班へ電話連絡してください。 ・ＩＣカード再取得手続等、特段の理由がある場合に限り、紙による持参も認めます。（様式任意、会社代表者名、代表者印必要）	入札後審査型・ 共通事項2－3
上記の回答書縦覧等の期間	回答の日 令和8年10月6日（火）から 令和8年10月6日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）	入札後審査型・ 共通事項2－3
入札書等受付期間 入札書等の提出	令和8年10月6日（火）から 令和8年10月7日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く） 午前9時から午後9時まで、ただし最終日は午後4時まで 紙入札の場合は、開札日時に契約条項を示す場所に以下の書類を持参すること。 ・入札書、委任状（代理人の場合）、入札参加資格確認通知書、入札価格（工事費）内訳書	入札後審査型・ 共通事項2－5
入札価格（工事費）内訳書	工事の入札における全ての入札参加者は、入札書と同時に提出しなければならない。 また、入札後12か月以内に、発注機関の必要に応じ、より詳細な項目を記載した内訳書を提出する。	入札後審査型・ 共通事項2－6
開札日時	令和8年10月8日（木）午前10時00分 落札しない場合は同日、再入札を行う。	入札後審査型・ 共通事項2－7
入札後に行う入札参加資格確認資料の提出	開札の日から 令和8年10月13日（火）午前11時まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く） 次順位者以降の者の期日は別途指示する。 入札参加資格申請書の根拠資料を1部、総務課建設業班へ提出すること。（電子入札システムで提出可）	入札後審査型・ 共通事項2－2

入札後の参加資格確認で資格がないと認められた者の請求期限	通知を受けた日から 令和8年10月19日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く） 午前9時から午後4時まで 次順位者以降の者の期日は別途指示する。	入札後審査型・ 共通事項2－4
上記の回答期限	令和8年10月23日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く） 次順位者以降の者の期日は別途指示する。	入札後審査型・ 共通事項2－4

1－7 設計図書等の交付方法

・P P Iへ掲載するのでダウンロードしてください。

1－8 設計図書等に関する質問に対する回答

・質問が電子入札システムで提出された場合、電子入札システムで回答する。

1－9 その他

調査基準価格（又は最低制限価格）の設定	最低制限価格
調査基準価格（又は最低制限価格）を設定する場合、調査基準価格（又は最低制限価格）及び契約しない基準値の補正の有無 （調査基準価格、契約しない基準値、最低制限価格及び補正については、県公式ホームページ内「建設業の広場」で「低入札価格調査制度による調査等実施要領」及び「運用」、「最低制限価格制度実施要領」及び「運用」を参照すること。）	最低制限価格 有 補正の有無 無
補正率	—
前払金	なし
部分払	請負代金額が 百万円以上2千万円未満…2回まで 2千万円以上5千万円未満…3回まで 5千万円以上 …4回まで
契約書作成	要
工程表の提出	要
工事工程月報	要
I S Oを活用した監督業務	適用可
現場代理人及び技術者の氏名の通知	書面
火災保険付保の要否	否
法定外の労災保険付保の要否	要
当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
契約後V E	有
特に定める条件	
無	

1－10 消費税及び地方消費税

(1) 令和元年10月1日消費税及び地方消費税の税率が10%に引き上げられたことに伴い、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載

入札公告（入札後審査型・簡易タイプ・共通事項）

2-1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けていること。（認定業種は入札公告（入札後審査型・簡易タイプ・個別事項）「工事有資格者名簿」に記載）
入札参加表明書の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年 8 月 29 日付け管第 324 号）に基づく入札参加停止（以下「入札参加停止」という。）を受けていないこと。
会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

2-2 入札参加表明書

この入札に参加しようとする者は、入札参加表明書提出期限までに、入札参加表明書（簡易タイプ様式第 2 号）を入札執行者に提出しなければならない。

2-3 入札参加資格の確認

- (1) この入札の入札参加資格の確認は、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム」（CORINS）により、発注機関において、入札参加資格が有ることを確認できない者が落札候補者である場合又は発注機関が必要と認める場合（以下「要確認者」という。）のみ実施する。
- (2) 発注機関は、要確認者となった者に、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出を求める。
- (3) 要確認者は、申請書及び資料提出期限までに、申請書及び資料を提出しなければならない。
- (4) 申請書及び資料の提出は、原則、静岡県電子入札システムによる電送とするが、電子ファイルの容量により電送できない場合や、紙媒体等による提出について発注機関の承諾を得た場合は、持参等によることができる。
- (5) 入札参加資格の確認等（要確認者のみ）

入札参加資格確認基準日	入札参加表明書提出期限日
申請書	簡易タイプ様式第 3 号
同種業務の実績の確認	○ 同種業務の実績を確認できる書類を提出すること。 ・ 同種業務実績として記載した業務に係る契約書の写し、当該業務の概要が記された設計図書の写し等

- ・ 申請書、資料の作成及び申込に係る費用は、提出者の負担とする。
- ・ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。
- ・ 提出期限後における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ・ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ・ 提出された申請書及び資料は、公表しない。
- ・ 申請書及び資料に用いる言語は日本語とする。

2－4 設計図書等について

交付等の方法	静岡県入札情報システム（P P I）に掲載
質問	電子入札システムによる。やむを得ない場合のみ書面持参（様式自由）とする。
質問に対する回答	電送により回答し、電子入札システムに掲載する。

2－5 要確認者の入札参加資格確認において、入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、発注機関に対して入札参加資格がないと認めた理由について、説明を求めることができる。

入札参加資格がないと認められた者の請求方法等	E-mail 又は発注機関へ書面持参（様式自由）とする。
発注機関の回答方法	発注機関で書面により回答する。

2－6 入札執行の場所等

入札の場所	発注機関
入札の方法	電子入札システムによる。ただし、やむを得ない場合で発注機関の承認を得たときは書面を持参して入札できる。 <電子入札システムによる場合>電子入札システムにより入札書を提出すること。 <持参による場合>事前に発注機関の承認を得て、開札日時に発注機関に以下の書類を提出すること。 ・ 入札書、委任状（代理人の場合）
その他注意事項	① 郵送による入札は認めない。 ② 持参による場合、入札書を提出すること。なお、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出しなければならない。 ③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。 ④ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

2－7 開札等

開札	発注機関において、入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行うか、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
入札の無効	本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに建設工事等競争契約入札心得（以下「入札心得」という。）及び〈現場説明、[現場説明を行う場合]〉現場説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札をしたときは、当該入札を無効とする。 低入札価格調査の対象者が、開札後速やかになされる当該調査の実施に係る意思確認に対し、応じられない旨の意思表示をした場合には、入札心得第 13 条第 2 項に違反するものであり、入札に関する条件に違反した入札として当該入札を無効とする。 なお、入札参加資格のある旨を確認された者であっても、入札後に行う入札参加資格の詳細な確認において入札参加資格がないと確認された者や、落札候補者が入札日以降落札決定までの間に、入札参加停止を受けた場合には、当該落札候補者のした入札は無効とする。
落札者の決定方法	① 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 3 項及び施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格（最低制限価格を設定した委託業務にあつては、最低制限価格以上の価格）をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とする。調査基準価格を設定した委託業務にあつて、入札価格が「調査基準価格」を下回った場合には、低入札価格調査の結果、当該入札価格で契約内容に適合した履行が可能と判断された場合に当該入札者を落札候補者とする。 ② 入札後に落札候補者から提出された入札参加資格確認資料を審査し、その結果、参加資格要件を満たしていると確認した場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。参加資格要件を満たしていないと確認した場合は、当該落札候補者が行った入札を無効とした上で、次順位者を落札候補者とし、入札参加資格確認資料の提出を求める。 なお、落札者が決定するまで順次同様の手続を行うものとする。

2－8 その他

入札保証金及び 契約保証金	① 入札保証金 免除。 ② 契約保証金 免除。
------------------	---------------------------------------

契約書の作成	① 契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。 <法令等の規定により紙の契約書が必須となる契約、契約期間に保存期間を加えた期間が10年を超える契約、自動更新条項付契約のいずれかに該当する場合を除く。> ② 契約金額2,000万円以上の場合、①の契約の締結は、静岡県電子契約システムにより行うことができる（電子契約の締結に同意する書面を提出した者に限る）。電子契約を希望する場合、落札候補となった日から入札後に行う入札参加資格確認資料の提出期限日までの間にその旨を契約条項を示す場所に、電子入札システム又はE-mailにより送信すること。なお、送信後、契約条項を示す場所まで電話連絡を行うこと。
暴力団員等又は暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置	① 本業務の受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 ② ①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 ③ 受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。 * 不当介入を受けたにもかかわらず警察及び発注者への通報（報告）等を怠った場合は、入札参加停止の措置を受けることがある。
労働関係法令等遵守の誓約書の作成	事業者等を守り育てる静岡県公契約条例第6条の規定に基づき策定された「県の取組方針」により、本業務に従事する者の労働環境の整備を図るため、以下の書類を提出すること。 ① 契約時に、労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書（様式第1号） ② 本業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から提出させた労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書（様式第2号）の写し
その他	① 静岡県公共事業電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。 なお、代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用して入札に参加し、又は参加しようとした場合等、ICカードの不正使用が確認された場合には、入札参加停止を行うことがある。 また、契約後にICカードの不正使用が確認された場合には、契約解除を行うことがある。 ② 電子入札システムの障害等やむを得ない事情がある場合、紙入札に変更する場合がある。 ③ 入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。

	④ 契約書案、契約約款、入札心得、仕様書及び現場説明書は、発注機関で縦覧するものとする。 ⑤ 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。 ⑥ 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、入札参加停止を行うことがある。 ⑦ 個別事項３に掲げる競争入札参加資格の認定を受けていない者が競争に参加するためには、競争入札参加資格の認定を受けなければならない。 ⑧ 低入札価格調査制度については、「低入札価格調査制度実施要領・運用」によるので、別途ホームページ等で確認すること。なお、低入札調査対象者は、契約締結における条件として、自らの負担による「第三者による照査等」を実施しなければならないので入札において注意すること。 ⑨ 落札決定後に入札参加停止措置があった場合の取扱いについては、以下のとおりとする。 ア 落札決定後から契約締結までの間に落札者が静岡県から入札参加停止措置を受けたときは、当該落札決定を取り消すことがある。 イ アにより契約を締結しない取扱いとした場合については、県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。 ⑩ 債務負担行為による複数年度の契約案件において、低入札価格調査等により債務負担行為設定年度中の契約締結が見込めない場合、本入札の執行を取りやめる。 ⑪ その他詳細不明の点については、発注機関へ連絡すること。
--	---

誓 約 書

下記 1 に基づく業務の履行に際し、下記 2 の事項を誓約します。
この誓約に反したことにより入札参加停止等の処分を受けても異議は一切申し立てません。

記

1 業務名

〇〇〇〇業務 (当初契約日 年 月 日)

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務の履行に際し、別表に掲げる法律その他の労働環境の整備等に関する法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務の履行に際し、別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、処分の内容及び対応方針を速やかに県に報告し、是正のために必要な措置を講ずること。また、所管行政庁に是正の報告を行ったときは、その内容を速やかに県に報告すること。
- (3) 本契約に基づく業務の履行に際し、下請契約（再委託契約及び労働者派遣契約を含む。以下同じ。）を締結するときは、適正な見積りを基に、対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結するよう努めるとともに、次の事項に留意すること。
 - ア 下請負者から誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
 - イ 下請負者が、本契約に基づく業務の履行に際し別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、(2) の例により、それらの内容を速やかに報告させるとともに、その内容を県に報告すること。
 - ウ 下請負者がさらに第三者と下請契約を締結したときは、当該下請負者を通じて、ア及びイと同様に、当該第三者からの誓約書の写しの提出等を行うこと。

年 月 日

発 注 者 職 名 氏 名 様

住 所
受 注 者 商 号
氏 名（法人にあつては、代表者の氏名）印

別表 労働関係及び公正な取引に関する主な法律

1 労働関係

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (2) 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
- (3) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (5) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律 50 号）
- (6) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- (7) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (8) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）
- (9) 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）

2 公正な取引等

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）
- (2) 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和 31 年法律第 120 号）
- (3) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和 5 年法律第 25 号）

誓 約 書

下記 1 に基づく業務の履行に際し、下記 2 の事項を誓約します。
この誓約に反したことにより入札参加停止等の処分を受けても異議は一切申し立てません。

記

1 元請契約名

〇〇〇〇契約 (当初契約日 年 月 日)

＊元請者が記載すること

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務の履行に際し、別表に掲げる法律その他の労働環境の整備等に関する法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務の履行に際し、別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、処分の内容及び対応方針を速やかに下請契約（再委託契約及び労働者派遣契約を含む。以下同じ。）の発注者に報告し、是正のために必要な措置を講ずること。また、所管行政庁に是正の報告を行ったときは、その内容を速やかに下請契約の発注者に報告すること。
- (3) 本契約に基づく業務の履行に際し、再下請契約を締結するときは、適正な見積りを基に、対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結するよう努めるとともに、次の事項に留意すること。
 - ア 再下請負者から誓約書を提出させ、その写しを下請契約の発注者に提出すること。
 - イ 再下請負者が、本契約に基づく業務の履行に際し別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、(2) の例により、それらの内容を速やかに報告させるとともに、その内容を下請契約の発注者に報告すること。
 - ウ 再下請負者がさらに第三者と下請契約を締結したときは、当該再下請負者を通じてア及びイと同様に、当該第三者からの誓約書の写しの提出等を行うこと。

年 月 日

下請契約の発注者 様

住 所
商 号
氏 名（法人にあつては、代表者の氏名）印

別表 労働関係及び公正な取引に関する主な法律

1 労働関係

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (2) 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
- (3) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (5) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律 50 号）
- (6) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- (7) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (8) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）
- (9) 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）

2 公正な取引等

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）
- (2) 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和 31 年法律第 120 号）
- (3) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和 5 年法律第 25 号）